

平成 27 年 4 月 15 日  
健感発 0415 第 3 号

各 

|         |
|---------|
| 都 道 府 県 |
| 保健所設置市  |
| 特 別 区   |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（公 印 省 略）

ポリオウイルスに関するサーベイランス等について（依頼）

標記について、今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく感染症発生動向調査事業において、感染性胃腸炎と診断された患者からポリオワクチン株の検出事例（別添「国内で検出されたポリオウイルスワクチン株についてー熊本市」参照）が報告されました。

貴職におかれては、感染症発生動向調査事業及び予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく感染症流行予測調査事業の実施に当たり、管内のワクチン株を含むポリオウイルスの発生動向に十分留意いただくとともに、ポリオウイルスを探知した場合には速やかに当職宛て連絡願います。

このほか、ポリオウイルスの探知に係る留意事項は下記のとおりであるので、了知願います。

記

- 1 届出対象となっている急性灰白髄炎様症状を呈した患者に関する相談がなされた場合には、都道府県等を通じて行政検査として国立感染症研究所ウイルス第二部で検査可能であること。また、感染症法に基づく急性灰白髄炎の届出がなされた場合には、直ちに当課まで報告すること。
- 2 感染性胃腸炎などの五類感染症に対してポリオウイルスの検査を必ずしも実施する必要はないが、仮に定点医療機関から提出された感染性胃腸炎等の検体からポリオウイルスを検出した場合には、国立感染症研究所ウイルス第

二部へ検査に関する相談が可能であること。また、ポリオウイルスの検出について速やかに当課まで連絡すること。

- 3 環境水サーベイランスにおいてポリオウイルスを検出した場合には、国立感染症研究所ウイルス第二部へ検査に関する相談が可能であること。また、ポリオウイルスの検出について速やかに当課まで連絡すること。